

[事案 29-7] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 10 月 12 日 裁定打切り

<事案の概要>

自らが疾病入院給付金を受け取っていないことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年に病気で入院した際の疾病入院給付金について、保険会社の記録では支払われているとのことだが、自身は受け取っていないため、昭和 51 年 11 月に契約した家族収入保険に基づき、疾病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

記録上、疾病入院給付金は支払われており、保険証券の裏書事項欄にもその事実が記載されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院給付金請求権に対する申立人の認識等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 疾病入院給付金が申立人に支払われていなかったと認定するには、誰がどのように手続を行ったのか検討する必要がある。本記録上、親族が手続を行った可能性があるが、事実関係を確認するには、親族の事情聴取が不可欠といえるところ、当審査会には、第三者を呼び出し、聴取を実施する手続は備わっていない。
- (2) また、給付金請求書類の筆跡や記載内容の検討も欠かせないが、保管期間の経過により、保険会社ではすでに廃棄されており、検討できない。
- (3) 以上からすると、本件の適正な解決のためには、厳格な証拠調手続により親族の証言が得られる裁判手続によるのが相当といえる。